

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団  
顧問設置要綱

令和 6 年 8 月 21 日  
理事会決定

(目的)

第一条 本要綱は、東京 2025 世界陸上の開催に向け、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当財団」という）の顧問設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(顧問の設置及び役割)

第二条 当財団に顧問を置く。

2 顧問は、円滑な大会運営の実現に繋げるため、経済分野について専門的な立場から大会運営について必要な助言を行う。

(権限)

第三条 顧問は、職務を遂行するために、事務局に対して資料を要求し、及び説明を求めることができる。

(選任)

第四条 顧問の選任等は、理事会において行う。

(任期)

第五条 顧問の任期は当財団の解散時までとする。

(報酬等)

第六条 報酬は無報酬とする。ただし、当財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を準用し、謝礼金等（交通費等費用を含む。）を支払うことができる。

(庶務)

第七条 顧問に関する庶務は、総務部において行う。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、令和6年8月21日より施行する。